

2020春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	全国自治団体労働組合連合
方針決定日	2020年5月15日(予定)
要求提出日	各構成組織により決定
回答指定期	各構成組織により決定

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
基本的な方針については、連合並びに公務労協、公務員連絡会及び公務労協地方公務員部会の方針に準ずる。	
(2) 賃上げ要求	
■月例賃金	公務労協、公務員連絡会及び公務労協地方公務員部会の方針を基本に取り組む ①政治の公務員給与等に対する介入を排除しながら、公務員給与の社会的合意を求める。 ②地場賃金の底上げ、最低賃金の継続的な引上げ、公正取引関係の確立や公契約条例制定など格差是正の運動の推進する。 ③定年引上げ実施の方針決定と具体化作業の早期着手を求める。
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	同上
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	同上
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	同上
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	同上
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	同上
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	同上
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	同上
(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し	
■長時間労働の是正	ワーク・ライフ・バランスの実現、ディーセント・ワークが維持できる労働諸条件と労働環境の確立をめざし、公務における働き方改革を実現する。
■均等待遇(同一労働同一賃金)の実現	公務員連絡会及び公務労協地方公務員部会の方針を基本に取り組む
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	公務員連絡会及び公務労協地方公務員部会の方針を基本に取り組む
(4) ジェンダー平等・多様性の推進	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	・女性の労働権確立の観点から、女性の採用・登用と職域拡大、メンター制度の実行性確保を求める。 ・次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法等に基づく各府省の「行動計画」「取組計画」等の着実な実施に向けた取組を進める。
(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化の取り組み	
公務員連絡会及び公務労協地方公務員部会の方針を基本に取り組む	
(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	